

# 令和 8 年度沖縄観光グローバル事業 「外国人観光客誘致強化戦略策定事業」委託業務 企画提案公募要領

## 1 業務名

令和 8 年度沖縄観光グローバル事業「外国人観光客誘致強化戦略策定事業」委託業務

## 2 履行期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 23 日まで

## 3 業務目的

沖縄県では、第 6 次沖縄県観光振興基本計画「世界から選ばれる持続可能な観光地」を目指し、観光客数の増加と並行して、消費額の向上と平均滞在日数の延伸を図るための取り組みを行っている。令和 7 年（暦年）は日本から沖縄への観光客数は過去最高を記録しているものの、外国人観光客数に限ればピークとなる平成 30 年（暦年）の 300 万人には届いていないのが現状である。

本事業は、平成 24 年度及び 27 年度に実施された「外国人観光客誘致強化戦略策定事業」の海外市場マーケティング調査から 10 年が経過していることから、近年の世界情勢により外部環境変化が生じたことによる、各国各地域の旅行者意識の変化等を踏まえ昨年度戦略策定を行った。

今年度は昨年度実施した本事業の策定をより深化させるため、調査市場の拡大、市場に合ったプロモーション方法、インバウンド戦略の策定を行う。また、昨年度からの世界情勢が大きく変化していることから、航空路線も含めて、効果的な外国人誘客につなげることを目的とし、外国人観光客の誘致強化戦略の策定を行う。

## 4 募集する企画提案の内容及び要件

令和 8 年度沖縄観光グローバル事業「外国人観光客誘致強化戦略策定事業」企画提案仕様書による。

## 5 提案上限額

委託料 42,433,000 円以内（消費税及び地方消費税含む）とする。

本上限額は企画提案公募にあたり設定したものであり、実際の契約額と異なる場合がある。

## 6 応募資格

次に掲げる要件を原則としてすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）

第 167 条の 4

1 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者でないこと、及び暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (3) 事務所等を沖縄県内に有していること。ただし、共同体等による提案の場合は、うち一者以上が該当していれば要件を満たすものとする。
- (4) 海外市場における沖縄観光誘客施策の現状と課題に関する知見を有すること。
- (5) 下記の航空データを把握のうえ提案すること（連携も含む）を行うこと。
  - ア 沖縄への訪問者の国籍別内訳（直行便及び日本経由便含む）
  - イ 沖縄への訪問する外国人旅行者の滞在期間（日本主要都市と沖縄）
  - ウ 直行便以外で沖縄への訪問する外国人旅行者の経由地
  - エ 航空会社が保有する機材数、購入予定数等は把握していること
- (6) 他の自治体等での類似の調査の経験と実績を有すること。

なお、共同体の提案場合は一者以上が該当していれば要件を満たすものとする。
- (7) 業務の主たる部分を受託者自身が履行すること。業務の主たる部分とは、契約金額の 2 分の 1 を超える金額の業務、委託業務に係る企画判断、管理運営、指導監督、確認検査等、成果に密接に関わる統轄的かつ根幹的な業務、及び委託先を指名又は選定した理由と不可分の関係にある業務をいう。
- (8) 本業務の実施体制として正副 2 名以上の担当者を割り当て、本業務に係る管理運営、沖縄県との連絡調整、及び関連事務に対して確実に遂行できる体制を構築すること。
- (9) 以下の要件のもとで、共同企業体による応募も認める。
  - ① 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
  - ② 共同企業体を構成する全ての事業者が、上記(1)及び(2)を満たす者であること。
  - ③ 共同企業体を構成する事業者のいずれかが、応募資格(3)～(7)の要件を満たす者であること。

## 7 応募留意事項

- (1) 一者又は一共同企業体あたり一件の応募のみ受け付ける。
- (2) 一者が複数の共同企業体を通じて二つ以上の提案を行った場合、いずれか一方の応募のみ受け付ける。

## 8 応募の手続き

### (1) 応募にかかる質問

企画提案仕様書等に関する質問や疑義がある場合は、質問書【様式7】を記入し、電子メールで提出すること。

#### ① 質問受付期限

令和8年5月28日（木）正午（必着）

#### ② 提出先

沖縄県 文化観光スポーツ部 観光振興課

代表メールアドレス：aa057137@pref.okinawa.lg.jp

電話や質問書を用いない電子メール本文による問い合わせ、質問受付期限を超えた問い合わせは受け付けられない。

### (2) 質問に対する回答

令和8年5月29日（金）に沖縄県観光振興課のウェブサイト上に回答を掲載する。

### (3) 企画提案書一式の提出

本公募に応募する場合は、企画提案書一式を沖縄県観光振興課執務室への持参又は郵送で提出すること。郵送の場合は提出期限までに必着すること。

#### ① 提出期限

令和8年6月4日（木）正午（必着）

#### ② 提出先

沖縄県 文化観光スポーツ部 観光振興課 誘致企画班

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎一丁目二番二号 行政棟8階

電話番号 098-866-2764

#### ③ 提出書類

下記9に定める書類

## 9 提出書類

本公募に応募する者は、以下の書類及び部数を沖縄県観光振興課に提出すること。

### (1) 提出書類

① 企画提案応募申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式1】

② 企画提案書・・・【様式2】

③ 会社概要書・・・【様式3】

④ スケジュール表・・・（任意様式）

⑤ 実施体制・・・（任意様式）

⑥ 経費見積書・・・【様式4】

※ 経費見積書で計上する一般管理費については、（人件費＋事業費－再委託費）の10%以内とする。

⑦ 実績書・・・【様式5】

⑧ 誓約書・・・【様式6】

- ⑨ 共同企業体協定書（共同企業体で申請を行う場合）押印あり
- ⑩ 直近二事業年度の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）又はこれに類する書類  
企業共同体で応募する場合、共同体全構成員について書類を提出すること。
- ⑪ 法人の場合、直近二年間の法人事業税及び法人県民税について滞納がないことを証明する書類。  
企業共同体で応募する場合、共同体全構成員について書類を提出すること。
- ⑫ 参考資料（必要に応じて）：

(2) 提出部数

- ① 応募申請書等①～⑨ 8部 正本1部、副本（複写）7部  
上記①～⑨の書類は、A4版縦置き・横書き、左側長辺を2穴空けとし、左上クリップ留めで提出すること。
- ② 添付資料（上記(1)⑩及び⑪） 1部
- ③ 参考資料⑫（必要に応じて） 8部

## 10 審査・選定方法

(1) 一次審査（書類審査）

- ① 応募のあった者について、上記6に定める応募資格を満たす者で委託先として適格であるか、書類審査を行う。
- ② 応募が四者以上の場合には、企画提案書の審査・選定を実施、上位三者を二次審査対象者として選定する。
- ③ 一次審査結果通知予定日  
令和8年6月5日（金）予定

電子メール及び文書により各応募者に通知する。二次審査（プレゼンテーション）の対象者には、二次審査を実施する日時及び場所を通知する。

(2) 二次審査（プレゼンテーション）

- ① 二次審査は、本事業の企画提案選定委員会において、応募者によるプレゼンテーションの内容を審査・選定する。
- ② プレゼンテーションにおける留意事項は、以下のとおりとする。
  - ア 会場への入場者は、3名以内とする。
  - イ プレゼンテーションは、提出した企画提案書の内容のみを説明することとし、当日の資料追加や、パソコン、タブレット、プロジェクター等の機器の使用は認めない。
- ③ 二次審査実施予定日  
令和8年6月11日（木）予定  
各応募者のプレゼンテーション実施時刻等は、個別に通知する。

## 11 業務の委託について

- (1) 本事業は国庫補助を受けて沖縄県が実施する事業であり、委託業務の内容や積算項目等については、予算や諸事情により変更することがある。
- (2) 業務委託契約については、原則として、企画提案選定委員会の審査において、順位第一位の応募者とするが、委託業務に関して合意に至らない場合には、順位第二位以降の者を順次繰り上げて協議を行い、合意に至った者と契約する。

## 12 留意事項

- (1) 企画提案書等の作成に要する経費、企画コンペに参加する経費等については、参加者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等については返却しない。
- (3) 委託先選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。
- (4) 採用された企画提案書等については、実施段階において予算や諸事情を勘案し、協議により変更することがある。

契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項（※）の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

### ※沖縄県財務規則（抜粋）

第101条 令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額（長期継続契約に係る入札にあっては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額）の100分の10以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- ① 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- ② 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- ③ 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- ④ 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。
- ⑤ 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- ⑥ 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- ⑦ 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）若しくは他の地方公共団体と契約をするとき又は公共的団体等と随意契約（公益を目的としたものに限る。）を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

- ⑧ 電気、ガス、水の供給若しくは公共放送等の受信等公益独占事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく契約若しくは国が指定した相手方と契約を締結するとき。
- ⑨ 不動産の買入れ又は不動産若しくは物品の借入若しくは交換に係る契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- ⑩ 県の業務に係る放送、広告、調査、研究、計算、鑑定、評価、訴訟等を随意契約で委託する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- ⑪ 資金を貸付ける契約、預金契約、寄付に係る契約、運送契約及び雇用契約を締結する場合において、その性質上必要がないと認められるとき。
- ⑫ 美術品の買入れに係る随意契約を締結する場合において、当該美術品の事前審査から納品までの間、県がこれを保管し、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

(5) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

- ① 提出期限の経過後に、提出書類が提出された場合
- ② 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ③ 本要領に違反すると認められる場合
- ④ 審査の公平性に影響を与える不正行為があった場合
- ⑤ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合

(6) その他、検討すべき事項が生じた場合は、沖縄県文化観光スポーツ部観光振興課で協議し対応を決めることとする。

### 13 問い合わせ先

沖縄県文化観光スポーツ部観光振興課誘致企画班

担当：池原・上江洲・下地

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 行政棟8階

電話番号： 098-866-2764

メールアドレス：[aa057137@pref.okinawa.lg.jp](mailto:aa057137@pref.okinawa.lg.jp)

以上